

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4
氏 名 東武商事 株式会社
代表取締役 小林 増雄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 鈴木 康友



許可の年月日 令和7年10月8日

許可の有効年月日 令和14年10月7日

1. 事業の範囲

事業の区分

特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、1, 4-ジオキサンを含むものに限る。）

以上 48品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年10月 8日	新規許可
平成30年11月26日	更新許可
令和 7年10月16日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」